

創徳中学校いじめ防止基本方針

令和6年度

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではない。

いじめは、どの生徒にも起こり得ることを十分認識するとともに「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、生徒一人ひとりに徹底することが大切であるとともに、生徒の発達段階に応じた取組を系統的に実践することが求められる。そのため、我々教職員は、日々の学校生活の中で、いじめを見抜く鋭い人権感覚といじめを絶対に許さないといった毅然とした姿勢を身に付けることが必要である。また、いじめを生まないための未然防止に力を注ぐとともに、いじめが起こった場合には、いじめの兆候を早期に発見し、適切に対処することで、全ての生徒が、安心して学び、生活できる教育環境づくりに取り組んでいくことが重要である。

そこで本校では、「いじめ防止対策推進法」第12条の規程により「鈴鹿市いじめ防止基本方針」を参酌し、これまで以上に、いじめの防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「創徳中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

1 いじめに対する基本的な考え方

(1) 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう
（「いじめ防止対策推進法」第2条）

(2) いじめに対する基本認識

- * いじめは、重大な人権侵害であり、人間として決して許される行為ではないこと
- * いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こりうるものであること
- * いじめは、大人には見えにくい（気づきにくい）ところで行われることが多く、発見しにくい特徴があること
- * いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っていること
- * いじめは、その態様により、暴行・恐喝・強要等の刑罰法規に抵触する行為であること
- * いじめは、教職員自身の生徒観や指導観、人権感覚のあり方が問われる問題であること
- * いじめは、家庭教育のあり方に大きなかかわりを持っていること
- * いじめは、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき社会問題であること

2 未然防止の取組

- (1) 一人ひとりの学力保障（授業改善の取組）
 - 一人ひとりの課題に対応した、きめ細かい指導を行い、わかる・できる授業づくりに努める
 - 基礎基本の学力や、表現力・思考力・判断力などの確かな学力の育成に努める
 - 確かな学力と、心身の健康、豊かな心の「生きる力」の育成に努める
- (2) 居心地のよい学級づくり（仲間づくりの取組）
 - 日々の学校生活を充実したものにするために、さまざまな課題を学級で解決していく話し合い活動を充実する
 - 一人ひとりの良さや特性を互いに理解し合う活動を充実する
- (3) 人権教育の充実
 - 校区の幼・小との連携を図り、つながりのある人権教育カリキュラムの策定に努める
 - いじめや差別を許さない人権学習の充実に努める
 - 校内人権フォーラムなど生徒が主体となる人権活動を充実する
- (4) ネットリテラシーや情報モラルを育む教育の推進
 - スマホや携帯電話等の安全で安心な使い方を指導し、情報モラルの育成に努める
 - 警察や関係機関との連携を推進する
- (5) 自己肯定感の醸成とキャリア教育の充実
 - 自尊感情や自己肯定感、自己有用感を育成するためのソーシャルスキルトレーニングの充実に努める
 - 将来への夢と希望を持たせ、キャリアの育成をめざしてキャリア教育の充実に努める
- (6) 生徒会による主体的な活動
 - 生徒会の活動方針にいじめ防止を位置づけ、自分にかかわる重要な問題であるという自覚を持たせる
 - いじめ撲滅運動など、生徒が主体となった活動の充実に努める
- (7) 保護者や関係機関との連携
 - いじめ防止の重要性を保護者に強力に発信するとともに、家庭教育の場でいじめ防止に取り組むよう連携に努める
 - 市教委、警察等の関係機関との連携を図り、早期発見・早期対応に努める

3 早期発見の取組

- (1) 教職員のいじめを見抜く目
 - 生徒と同じ目線で物事を考え、できる限り生徒と場を共にし、対話することに努

める

- 日々の生徒の些細な言動から、個々の生徒の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感受性を磨くとともに、生徒の異変に気づいた教職員から学年への報告・連絡・相談を徹底する
- 教職員自身の言動が、いじめを助長することにつながっていないか自己点検に努め、常にいじめ防止の強い姿勢でいる

(2) いじめの態様

- からかいやちょっかい、命令や無視など初期的ないじめの芽を見逃さず、初期段階で対処し、指導を先延ばしにしない
- 中には暴行・恐喝・強要等の刑罰法規に抵触する行為が発生する場合もあることから、関係機関との密接な連携に努める

	具体的な「いじめ」の態様	抵触する刑罰法規
ア	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる	脅迫、名誉毀損、侮辱
イ	仲間はずし、集団による無視	侮辱
ウ	軽くぶつかられる、叩かれる、蹴られる	暴行
エ	ひどくぶつかられる、強く叩かれたり、蹴られたりする	傷害
オ	金品をたかられる	恐喝
カ	金品を隠されたり、盗まれたりする 壊されたり、捨てられたりする	窃盗、器物破損
キ	いやなことや恥ずかしいことをさせられる 危険なことをさせられる	強要、強制わいせつ
ク	パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や書き込みをされる	名誉毀損、侮辱

(3) 早期発見の手立て

- * いじめは、大人の目には届きにくいところで起こることを認識する
- * 生徒の些細な兆候を見逃さず、いじめの可能性のあることを認識し、早い段階から関わりをもつ
- * いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する

① 教育相談の充実—相談窓口の開設

- ・各学期の教育相談期間には必ずいじめについて相談を行うとともに、その期間以外にも、常に相談窓口を開設していることを生徒に伝え、安心して相談できる環境を整える
- ・相談内容によっては、学年間で共有したり、スクールカウンセラー等の協力を得たりして、組織的な対応に努める

② 「マイプランニングノート」(マイプラノート)の活用

- ・毎日の連絡ノート「マイプラノート」の提出と点検を確実にし、個別の生徒と

の対話の充実に努める

- ・連絡ノートを活用して、保護者とも連携を図り、必要な場合には家庭訪問や学校招致を行い、情報の共有と協力体制の充実に努める
- ③ 日々の観察―校内巡視と対話活動
 - ・業間や昼休み、放課後など、できる限り教室や廊下に待機し、いじめにつながる行為がないか、悲しい表情をしている生徒はいないか等対話を通していじめの発見に努める
- ④ アンケートの実施
 - ・いじめに関するアンケートを定期的実施し、いじめの実態把握に努める
 - ・自分にかかわりのないいじめでも告発することの大切さを常に指導し、みんなでいじめをなくしていこうとする環境や風土作りに努める。
- ⑤ いじめや不登校の予防，生徒の学校適応支援を進めるためのアセスメントツールの活用
 - ・必要に応じて生徒の学校適応支援を測るアセスメントを実施し，結果の分析を的確に行い，集団の特質に適応した指導方法の研究を進め実践に生かすことができるよう努める

4 適切な対応

(1) いじめを疑うべき兆候を発見したら，一人で対応しようとせず，必ず組織的に対応する

○いじめの兆候に対しては「だろう運転」ではなく「かもしれない運転」の心がけで必ず報告し，情報を学校全体で共有する

○いじめかどうかを判断するのは発見者ではなく，いじめ対策委員会で行なう

○いじめを疑うべき事案が発生した場合は，まず正確に事実を把握する

(2) いじめ発生時の対応マニュアル

- いじめられた生徒といじめた生徒と別々の場所で行うこと
- いじめられた生徒に目が届く体制を整備すること
- 複数の教職員で対応し，教職員間の情報共有を密接にすること

<いじめられた生徒に対して>

- ・共感する，心の安定を図る
- ・最後まで守り抜く，秘密を守ることを約束する
- ・「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど，自尊感情を高める言葉がけを行う

<いじめた生徒に対して>

- ・生徒の背景にも目を向けて指導する
- ・毅然とした対応を行いつつ，孤立感や疎外感を払拭する
- ・いじめられる側の気持ちに思いを寄せる指導を行うこと
- 「被害児童は大きな苦痛を味わっている」ことを理解させる

<いじめられた生徒の保護者に対して>

- ・その日のうちに面談し、共感的態度で事実を伝える
- ・解決に向けた指導方針を説明し、理解を求める
- ・家庭での見守りと、些細な変化の報告等協力を求める

<いじめた生徒の保護者に対して>

- ・いじめられた生徒の保護者面談後、直ちに面談を行う
- ・いじめられた生徒やその保護者の痛みを伝え、事実関係と学校の解決方針を説明する
- ・家庭での指導の助言を行い、今後の連携を求める

<周りの生徒に対して>

- ・当事者だけの問題にとどめず、いじめの傍観者から抑止者への転換を求める
- ・いじめを告発することは、大切な防止策であることを理解させる

(3) 「いじめ防止対策推進委員会」

いじめ撲滅をめざして、学校全体で組織的な取組を行うために、校内に「いじめ防止対策推進委員会」を設置し、機動的かつ適切な対応を行うこととする。

<< いじめ防止対策推進委員会の役割 >>

- ・定期的にいじめの対応について検証を行い、今後の対応等の改善を行う
- ・いじめが疑われる事案が発生した場合、いじめかどうかの判断を行い、指導体制と方針を検討する
- ・重大事案発生時の緊急対策会議－対応方針の決定
※重大事案：いじめ防止の学校行事や研修会の企画立案
- ・生徒指導部が実施するいじめアンケート結果の分析

(構成メンバー)

- ・学校教職員 － 校長 教頭 主幹教諭 教務主任 生徒指導主事
人権担当 各学年主任
- ・教職員以外 － SC 校長が必要と認める者

(4) 関係機関との連携・報告

市教育委員会・・・いじめ事案の報告
警察・・・刑事法規に抵触する場合には、直ちに通報する

5 関係機関等と連携した教職員研修

- 本マニュアル周知徹底のための研修の実施
- カウンセリングマインドの向上を目的とした研修の実施
- 仲間づくりの実践研究の実施
- 人権感覚を磨く研修の実施